

令和4年1月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和4年1月14日(金)  
開会 13時30分 閉会 14時28分
- 2 開催場所 市役所会議棟 大会議室
- 3 出席委員 17名
- |    |       |    |       |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1  | 大塚 壹  | 2  | 久保田 哲 | 3  | 柴田 重雄 | 4  | 進士 晴弘 |
| 5  | 鈴木 清壽 | 6  | 園田 睦子 | 7  | 田代 昌晴 | 9  | 仲山 和彦 |
| 10 | 増本 努  | 11 | 松本 禎夫 | 12 | 八木 純子 | 13 | 提坂 幸一 |
| 15 | 森西 正昭 | 16 | 鈴木 聡  | 17 | 鈴木 芳信 | 18 | 森 孝雄  |
| 19 | 山下 忍  |    |       |    |       |    |       |
- 4 欠席委員 2名
- |   |       |    |       |
|---|-------|----|-------|
| 8 | 塚本 仁司 | 14 | 松下 宣良 |
|---|-------|----|-------|
- 5 議事日程
- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 報告 第39号 農地法第3条の3第1項の届出について  
第40号 農地法第18条第6項の通知について  
第41号 農地転用許可の取消願について  
第42号 農地転用の届出について  
第43号 農業用施設証明願について
- 第3 議案 第54号 農地法第3条(所有権移転)について  
第55号 農地法第3条(使用収益権の設定)について  
第56号 転用許可後の事業計画変更について  
第57号 農地法第4条について  
第58号 農地法第5条について  
第59号 農用地利用集積計画について
- 6 農業委員会事務局職員
- |          |       |
|----------|-------|
| 事務局長     | 山本 敏幸 |
| 係長       | 磯口 薫  |
| 主事       | 石原 裕之 |
| 主事       | 藤原 敬志 |
| 会計年度任用職員 | 鈴木 高雄 |

## 7 会議の概要

○会長（山下 忍） ただいまから令和4年島田市農業委員会1月総会を開催します。

本日の総会を開催するにあたり、本日の委員の出席状況を報告いたします。8番塚本仁司委員、14番松下宣良委員から欠席の届出がありました。

出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（磯口係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思います。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員 （異議なし）

○議長（山下 忍） それでは、議事録署名人は、18番の森孝雄委員、1番の大塚壹委員にお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の磯口係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第39号から報告第43号まで一括上程いたします。事務局の説明を求めます。なお、ご意見ご質問は、後ほど一括してお願いします。

（報告第39号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（磯口係長） それでは、ご説明いたします。まず1ページです。

報告第39号 農地法第3条の3第1項の届出について

下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和4年1月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、6件です。

2ページから4ページになります。

報告第39号につきまして、別紙のとおり6件の届出がございました。

これらの内容ですが、取得の理由は、全て相続によるものです。

また、あっせん等の希望があるものではありません。

それぞれの案件におきまして、耕作放棄地や転用許可済地など管理において適切な手続きや指導が必要な土地については随時行ってまいります。

報告第39号農地法第3条の3第1項の届出につきましては以上になります。

（報告第40号 農地法第18条第6項の通知について）

次は5ページになります。

報告第40号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和4年1月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
件数は、5件です。

6から7ページになります。

賃貸人、借借人及び土地の所在等については記載のとおりです。2番から4番は、営農型太陽光発電施設の電力会社の変更による区分地上権の解約、5番は農地中間管理機構を活用した貸借の解約です。解約後は利用収益で、いずれも離作補償はなし。1番、5番は基盤法による解約、2番から4番は農地法による解約です。

報告第40号 農地法第18条第6項の通知につきましては以上になります。

(報告第41号 農地転用許可の取消願について)

次に、8ページになります。

報告第41号 農地転用許可の取消願について

下記のとおり転用許可の取消願があったので報告する。

令和4年1月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
件数は、1件です。

9ページをご覧ください。

申請人ですが、譲受人は静岡市駿河区の会社員〇〇〇〇さん、譲渡人は東町の会社員〇〇〇〇さん、島の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は東町の田、現況 畑の1筆1,268㎡です。場所は六合東小学校から南西へ約250mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

譲受人は令和3年8月に共同住宅として転用許可を受けましたが、共同住宅事業の実施に必要な資金の借入額が大きく、譲受人の家族に不安が生じたため、転用許可を取り消したいとのことでした。

報告第41号 農地転用許可の取消願については以上となります。

(報告第42号 農地転用の届出について)

次は10ページです。

報告第42号 農地転用の届出について

下記のとおり農地法第5条第1項ただし書きに該当する農地転用の届出があったので報告する。

令和4年1月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
件数は、2件です。

11ページをご覧ください。

1番案件、借借人は、静岡市の〇〇〇〇、賃貸人は牛尾の〇〇〇〇さんです。

所在は牛尾の田1筆で、面積は825㎡の内、392㎡です。

場所は新東名高速道路 島田金谷 IC から北東へ約400mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由は、送電設備の撤去に伴う工事敷地及び資材置場の一時転用で、転用期間は令和4年1月6日から令和4年2月10日までになります。

2番案件、譲受人は、島田市長 染谷絹代（建設課）、譲渡人は大代の〇〇〇〇さん他2名です。所在は大代の畑4筆で、面積は242.03㎡です。

場所は KADODE OOIGAWA から西へ約2.8kmに位置し、農地区分は3筆が第2種農地、1筆が農用地

区域内農地（青地）になります。

転用理由は、市道中村宮下線改良事業で、法面が崩れる危険性があることから、その場所を避ける迂回路の新設になります。

報告第42号 農地転用の届出については以上です。

（報告第43号 農業用施設証明願について）

次は12ページになります。

報告第43号 農業用施設証明願について

農地法第4条第1項第9号及び同法施行規則第29条第1項に定める農業施設について、次のとおり証明願があったので報告する。

令和4年1月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
件数は、1件です。

13ページをご覧ください。

申請者は大代の〇〇〇〇さん、申請地は大代の畑394㎡の内190㎡。内容は面積6㎡の中古のプレハブ倉庫を移設して農業用に利用しようとするもので、茶園用被覆資材及び農具等を保管するものです。

申請地は、主要地方道焼津森線沿いで丸大茶農協の西約100m、大代川にかかる中島橋の北側になります。

報告第43号農業用施設証明願につきましては以上になります。

以上、報告第39号から第43号の説明となります。

○議長（山下 忍） 報告第39号から第43号までの説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○議長（山下 忍） ご意見も無いようですので、報告案件については以上となります。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） 議案第54号 農地法第3条（所有権移転）について上程いたします。3番案件の関係委員である、園田委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

（議案第54号 農地法第3条（所有権の移転）について）

○事務局（磯口係長） 14ページをご覧ください。

議案第54号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和4年1月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
件数、4件です。

15ページになります。

1番 譲受人は、野田の農業兼会社員〇〇〇〇さん、耕作面積15,603.23㎡、耕作従事日数は本人が150日、妻もが200日、子が50日です。

譲渡人は、野田の〇〇〇〇さんです。

申請地は落合の農地1筆、面積は448㎡、区分は売買です。

理由ですが、譲受人は、農業経営の向上のため、申請地を譲り受け、規模拡大を図りたいため。譲渡人は、管理に困り譲受人を探していたところ、協議を行い同意が得られたため、申請に及んだものです。

場所は、バラの丘公園より北に約700m、大津小学校から北西に約300mに位置し、落合地区の基盤整備区域内に位置しています。

2番 受贈人（譲受人）は、阪本の農業〇〇〇〇さん、耕作面積29,301㎡、耕作従事日数は本人が300日、妻が300日、父及び母が200日です。

贈与人（譲渡人）は、阪本の農業〇〇〇〇さんで、父との経営移譲に伴う贈与です。

申請地は阪本の農地4筆、面積は2,235㎡、区分は贈与です。

理由は、譲受人は、既に申請地を耕作しており、譲り受け自己所有地として管理を行いたく。また、譲渡人は、経営移譲により譲り渡すため、申請に及んだものです。

場所は、初倉阪本茶農協の北側に位置しています。

16ページになります。

3番 譲受人は、東光寺の農地所有適格法人〇〇〇〇、耕作面積27,736㎡、耕作従事日数は代表取締役及び取締役が250日です。

譲渡人は、藤枝市の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は東光寺の農地2筆、合計面積は118㎡、区分は売買です。

理由ですが、譲受人は、申請地を譲り受け、規模拡大を図りたいため。

譲渡人は高齢のため管理が難しく、譲受人をさがしていたところ、協議を行い同意が得られたため、申請に及んだものです。

場所は、国道1号東光寺インターチェンジ北側、〇〇〇〇の敷地に隣接しています。

4番 譲受人は、竹下の農業〇〇〇〇さん、耕作面積927㎡、耕作従事日数は本人が150日、夫が50日です。

譲渡人は、袋井市の〇〇〇〇さんです。

申請地は横岡新田の農地1筆、面積は225㎡、区分は売買です。

理由ですが、譲受人は、隣接地を耕作しており、位置、面積、形状から譲受人でなければ耕作が難しく、譲渡人の要望によります。

譲渡人は、遠方に居住しており、管理に困り譲受人を探していたところ、協議を行い同意が得られたため、申請に及んだものです。

この案件は、譲受人の経営面積が下限面積に達していませんが、例外規定として農地法施行令第2条第3項第3号「その位置、面積、形状からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得すること。」とあり、この例外規定に該当しています。

場所は新東名高速道路島田金谷 IC から北西へ約200mに位置しています。

以上4件となります。4件とも適正に管理されることが見込まれることから、許可もやむを得ないと考えるものです。説明は以上です。

○議長（山下 忍） 本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第54号の農地法第3条（所有権の移転）、4件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この4件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

園田委員は入室をお願いします。

○議長（山下 忍） 議案第55号 農地法第3条（使用収益権の設定）1件について上程いたします。あわせて、議案第56号 農地転用許可後の事業計画変更1件について関連がありますので上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第55号 農地法第3条（使用収益権の設定）1件について）

（議案第56号 農地転用許可後の事業計画変更1件について）

○事務局（磯口係長） 議案55号と56号について議案を申し上げます。

初めに17ページをご覧ください。

議案第55号 農地法第3条（使用収益権の設定）について

下記のとおり使用収益権の設定の申請があったので、許可するものとする。

令和4年1月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は1件で、転用許可後の事業計画変更についてと関連がありますので、併せて説明いたします。

転用許可後の事業計画変更については、19ページになります。

議案第56号 転用許可後の事業計画変更について

下記のとおり事業計画の変更承認申請があったので、承認するものとする。

令和4年1月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

18ページをご覧ください。

農地法第3条（使用収益権の設定）に該当するものです。

賃借人は、東京都の新電力事業業〇〇〇〇、賃貸人は、身成の農業〇〇〇〇さん外2名です。

申請地は身成の畑、8筆1,261㎡について、許可の日から10年間の期間、営農型太陽光発電施設の設置のため、賃貸借での区分地上権の申請です。

申請の理由につきましては、営農型太陽光発電施設設置者と施設下部での所有者が異なる場合は、農地法第3条による区分地上権の設定が必要なことにより、申請に及んだものです。

なお、区分地上権の設定期間は、営農型太陽光発電施設設置の一時転用期間と同じ5年間となります。

資料の20ページをご覧ください。

申請地は、身成の畑8筆、面積は1,261㎡の内、1,108㎡です。

場所は島田市野外活動センター山の家から南西に約1.5kmに位置し、農地区分は農用地区域内農地（青地）です。

当初計画人は静岡市の建設業〇〇〇〇、変更後計画人は東京都の新電力事業業〇〇〇〇です。

当初計画の転用目的は、営農型太陽光発電（一時転用）で、事業計画変更後も転用目的は変わりません。資料に記載はありませんが、発電設備の説明をします。現在、発電設備として、太陽光パネル288枚が設置されており、架台の高さは営農に支障がない3.5mとなっています。パネル面積は471㎡、施設下部農地面積は1,036㎡であるため、遮光率は45%です。営農者は認定農業者である〇〇〇〇、施設下部の作物は碾茶で、

営農状況に問題はありません。

一時転用期間は令和3年1月15日から令和13年1月14日までの10年間となっています。

今回の計画変更の内容は、発電設備の所有者の変更です。変更の理由としては、変更後計画人から発電施設の売却依頼があったため、申請に及んだとのこと。

許可基準に基づく検討状況としては、変更後計画人と土地所有者たちとの賃貸借の話はついており、発電施設の名義変更の問題はないため、計画変更承認もやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第55号 農地法第3条（使用収益権の設定）について1件について許可をすることと、議案第56号 転用許可後の事業計画変更、1件について、承認することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この2件につきましては、申請書の提出どおり許可及び承認することにいたします。

次に、議案第57号 農地法第4条について、3件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第57号 農地法第4条について）

○事務局（磯口係長） それでは、21ページをご覧ください。

議案第57号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和4年1月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、3件です。

22ページになります。

1番案件、申請人は、岸町の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は岸町の田3筆988.82㎡で、転用目的は共同住宅です。

場所は、岸スポーツ広場から北西へ約100mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、申請地の荒れ地解消と老後の生活の安定のために共同住宅を経営したく申請に及びました。

計画としては、軽量鉄骨造2階建て、建築面積262㎡の共同住宅1棟と駐車場8台を整備し、進入は南側の市道から、排水は北側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、排水先についても地元の了承を得ています。申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

2番案件、申請人は、岸町の不動産賃貸業〇〇〇〇さんです。

申請地は岸町の畑、現況宅地の1筆61㎡で、転用目的は貸駐車場です。

場所は、島田工業高等学校から南東へ約400mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。



申請理由としては、近隣住民から申請地を駐車場として貸してほしいとの要望があったため申請に及びました。

計画としては、アスファルトで舗装し、駐車場3台を整備します。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地はなく、無断転用の是正でもあり、申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

3番案件、申請人は、東町の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は東町の畑、現況宅地の1筆332㎡で、転用目的は自己住宅です。

場所は、六合東小学校から南東へ約550mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、主要地方道島田大井川線及び市道細島南部6号線の拡幅事業により住宅地を買収されたため、買収されずに残った土地と申請地に自己住宅を再建築したく、申請に及びました。

計画としては、軽量鉄骨造2階建て、建築面積125㎡の住宅1棟と駐車場5台を整備し、進入は西側の市道から、排水は西側の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地はなく、無断転用の是正でもあり、申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

議案第57号農地法第4条についての説明は以上です。

○議長（山下 忍） 本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（森 孝雄） 1番案件、担当地区ですので質問をします。

現地調査会で見た排水溝についてです。建築士の方が計算上で排水は問題がないと言っていました。私が見るかぎりあの数字は平均値であり、一日同じような量を排水されていたときに十分賄えると建築士は言っていました。それについては問題ないと思いますが、このアパートは8件ありまして、8件一斉に水を流す可能性もあると思っています。

自治会長、行政書士、建築士からも問題ないと説明を受けましたが、もし排水で問題が起きたときどのような対応をしたらいいか教えてください。

○事務局（磯口係長） 現地調査会の時に、説明に来た業者の方と話したのですが、住居した方から管理料を頂くそうです。裏の水路についても草など生えてきたときにも、住居分については住居者などから話があれば刈るとのことです。

なにか問題が起きたときには管理会社に連絡をすれば対応をとるとのことですのでよろしくをお願いします。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第57号の農地法第4条、3件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この3件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第58号 農地法第5条について、8件を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

（議案第58号 農地法第5条について）

○事務局（磯口係長） はい、議長。

23ページになります。

議案第58号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和4年1月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、8件です。

24ページをご覧ください。

1番案件、譲受人は道悦の宅地建物取引業〇〇〇〇、譲渡人は御仮屋町の農業〇〇〇〇さん他1名です。

申請地は御仮屋町の田2筆577㎡、他地目併用全体面積は629㎡で、転用目的は分譲宅地です。都市計画公園区域内の農地になります。

場所は島田商業高等学校から南東へ約450mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在、宅地建物取引業を営んでおり、住宅用地の需要が高い御仮屋町地域に分譲宅地を整備したく申請に及びました。

計画としては、分譲宅地3区画を整備し、区画面積は166㎡～208㎡、宅地通行路は74㎡で、進入は南側の市道から、排水は市道南側の水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はありません。また、申請地は島田市が公園を整備する計画の区域内にあり、分譲宅地を整備するには担当部署の許可が必要ですが、その許可もおりているため、許可をするにやむを得ないと考えます。

2番案件、譲受人は掛川市の自営業〇〇〇〇さん、譲渡人は大代の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は川根町笹間渡の畑2筆283㎡で、転用目的は資材置場です。

場所は島田市川根温泉から南東へ約150mに位置し、第1種農地、第2種農地、第3種農地に該当しない農地であるため、農地区分は第2種（その他）農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在、掛川市にて塗装業を営んでおり、この度、申請地隣接地の空き家に引っ越すことを決めました。新生活を始めるにあたり、住宅の隣接地に仕事のための資材置場を整備したく申請に及びました。

計画としては、鉄パイプや足場、脚立、一輪車等を置く資材置場を整備します。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

3番案件、譲受人は藤枝市の不動産業〇〇〇〇、譲渡人は藤枝市の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、島の畑1筆402㎡で転用目的は住宅用地（特定建築条件付売買予定地）です。

場所は、夢づくり会館から南へ約50mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在、藤枝市にて不動産業を営んでおり、国道や高速道路へのアクセスが良い申請地に住宅用地を整備したいため申請に及びました。

計画としては、特定建築条件付売買予定地2区画を整備します。区画面積は2区画とも201㎡、全て



区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在、実家で生活していますが、結婚を機に、申請地に住宅を建築したいため、申請に及びました。

計画としては、木造平屋建て建築面積103㎡の住宅1棟、駐車場3台を整備し、進入は西側の市道から排水は西側の水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

議案第58号 農地法第5条については以上となります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。議案第58号 農地法第5条について、8件については、申請書の提出のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって議案第58号の8件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第59号 農用地利用集積計画について、17件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第59号 農用地利用集積計画について）

○事務局（磯口係長） それでは、27ページをご覧ください。

議案第59号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画（第10号）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和4年1月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

総数は17件で、その内訳ですが、

所有権移転につきましてはありません。

利用権設定につきましては

使用貸借が13件で 20,886㎡。

賃貸借が2件で 1,208㎡。

転貸につきましては、賃貸借が2件で 2,998㎡。

これらの畑と田の内訳は右に記載のとおりとなっております。

農用地利用集積計画(利用権の設定)について設定期間ごとに、面積、設定する利用権の種類等の説明をします。いずれも2月1日貸借開始となります。

28ページになります。

設定期間4年間の内訳です。

1件、1筆で面積は995㎡です。  
権利の種類は使用借権、新規設定です。

29、30ページになります。  
設定期間5年間の内訳です。  
全部で9件、計16筆で面積は合計11,693㎡です。  
権利の種類は賃借権が2件、使用借権が7件、再設定が4件、新規設定が5件です。

31ページになります。  
設定期間8年間の内訳です。  
1件、1筆で面積は206㎡です。  
権利の種類は使用借権、新規設定です。

32ページになります。  
設定期間10年間の内訳です。  
全部で4件、計6筆で、面積は合計9,200㎡です。  
権利の種類はすべて使用借権、再設定が1件、新規設定が3件です。

33ページになります。  
続いては農地中間管理事業の一括方式を利用した転貸によるものです。  
設定期間10年間です。  
全部で2件、計6筆で面積は合計2,998㎡です。  
権利の種類は賃借権、新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。この議案第59号の農用地利用集積計画、17件について決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 関係委員を除く委員の賛成をいただきました。よって、この17件につきましては、計画書の提出どおり決定することにいたします。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。  
これもちまして、総会を閉会いたします。